

出水市強靱化地域計画

鹿児島県出水市
令和6年4月改定

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	本計画の位置付け	1
第3節	計画期間	1

第2章 基本的な考え方

第1節	基本目標	2
第2節	事前に備えるべき目標	2
第3節	基本的な方針	2
第4節	地域の特性に応じた施策の推進	3

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節	出水市の地域特性	4
第2節	対象とする自然災害	5

第4章 脆弱性評価

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8
第2節	脆弱性評価結果	10

第5章 本計画の推進方針

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	27
第2節	指標	44

第6章 本計画の推進

第1節	市の他の計画等の必要な見直し	45
第2節	本計画の進捗管理	45

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、鹿児島県においては、平成28年（2016年）3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

出水市強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第二次出水市総合計画（以下「市総合計画」という。）の下位計画として、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

本計画の内容は、第二次出水市総合計画の計画期間に合わせるため、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間とする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の6つを設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

第4節 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節 出水市の地域特性

1 位置・地形

本市は、鹿児島県の北西部東経 130 度 14 分～130 度 30 分、北緯 31 度 58 分～32 度 10 分に位置し、陸の三方は阿久根市、薩摩川内市、さつま町、伊佐市及び熊本県水俣市に接している。また市北西部は八代海（不知火海）に面している。

面積は、329.98 平方キロメートルで、東西への広がり約 27 キロメートル、南北の広がり約 23 キロメートルで鹿児島県の約 3.6 パーセントを占めている。

地勢は、北東部の矢筈山系、東部の朝日岳山系、南部の紫尾山系によって三方を山地部によって囲まれており、これらの出水山地が土地利用の多くを占めている。

これらの山系から流れ出る河川の代表は米之津川、高尾野川及び野田川でその支流とあわせ扇状地と沖積面を形成しながら、近世の干拓地とともに出水平野をつくり出している。

また、これらの扇状地や干拓地は肥沃な土壌により、県内有数の水田地帯となっている。

2 気象概況

気温は、東西に走る約 20km の海岸線で海に面している。黒潮の影響を受けて温暖であり、過去 30 年間の平均気温は 17.5℃である。降水量は、恒風である海からの風が南部の山腹に当たって気温を低下させるため、比較的多く、過去 30 年間の年間平均降水量は 2,223.1mm であり、月別には 6 月が多く、12 月が少なくなっている。地域別には、南の紫尾山系の高台地にやや多く、東の矢筈山系及び海岸線に比較的少ない傾向がみられる。

3 人口（将来推計）

本市の人口は、昭和25年(1950年)の7万1,893人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)の国勢調査では5万1,994人となっている。

将来の人口は、今後も人口減少が続くものとみられ、出水市人口ビジョン（令和2年(2020年)3月策定）において、令和27(2045)年には3万8,462人になると見込まれている。

また、年齢区分別の人口は、14歳以下人口や15歳～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の人口は増加しており、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、昭和55年(1980年)の13.3%が平成27年(2015年)には30.6%に上昇している。今後の推計では、令和27(2045)年に41.7%まで上昇すると見込まれている。

第2節 対象とする自然災害

1 風水害

本市の過去の気象災害のうち特に被害が大きいのは大雨及び台風によるものである。これは、6月～8月にかけて年間降水量の約半分を占める大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置しており、台風が勢力の強い段階で接近するため、猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

(想定災害)

本市においては、近年における既往の風水害のうち、最大規模であった平成9年7月10日に発生した針原地区土石流災害、平成11年9月24日の台風18号災害、平成18年7月22日から23日にかけての県北部豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。

<想定災害総括表>

項 目	平成9年7月10日 針原土石流災害	平成11年9月24日 台風18号災害	平成18年 7月22～23日 県北部豪雨災害
気 象 概 要	積算雨量 398mm (7/7～9) 時間最大雨量 62mm	最大風速 58.2m/s	積算雨量 698mm (7/22～23) 時間最大雨量 78mm
人 的 被 害	死 者 21人 負 傷 者 13人	負 傷 者 27人	—
建 物 等 被 害	住家全壊 18棟 半壊 1棟 床上浸水 4棟 床下浸水 17棟 農 地 10.2ha 市 道 1箇所 河 川 3箇所 農業用施設 32箇所 商工施設 6箇所	住家全壊 2棟 半壊 22棟 一部破損 12,084棟 床下浸水 21棟	住家全壊 3棟 半壊 442棟 一部破損 33棟 床上浸水 8棟 床下浸水 623棟 道路決壊 168箇所 河川決壊 46箇所 崖くずれ 105箇所 水道被害 16戸

2 地震・津波

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、平成28年発生の熊本地震のように今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

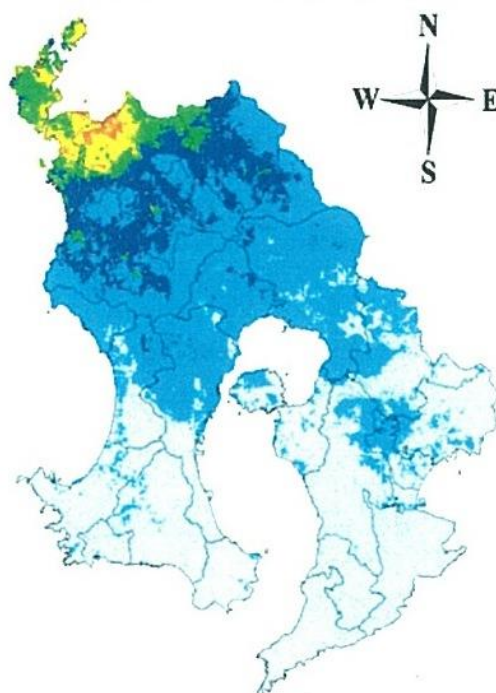
(想定災害)

本市においては、影響が最も大きいと考えられる「鹿児島県北西部直下地震」及び「熊本県南部地震」を想定災害とする。

また、出水市沿岸の八代海に確認されている活断層である「布田川・日奈久断層帯南西部（海域部）」がある熊本県南部地震による津波を想定災害とする。

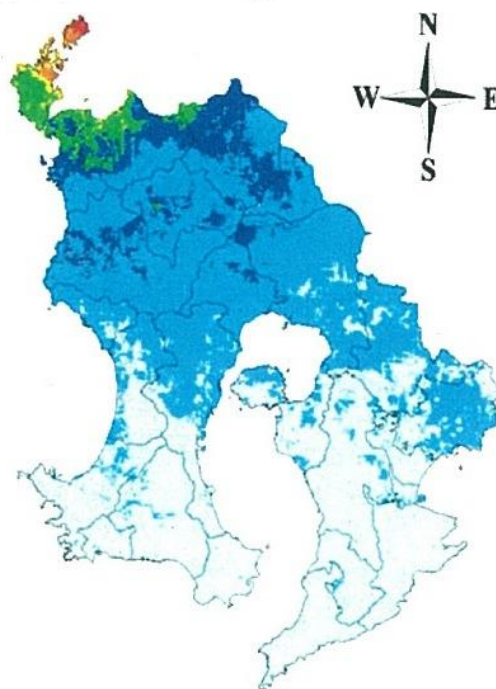
■鹿児島県北西部直下地震

規模：震度7



■熊本県南部地震

規模：震度6弱



出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査

■地震（鹿児島県北西部直下地震）被害の想定概要

項目		被害想定結果 (鹿児島県北西部直下地震)	本市の被害の状況 (復旧予想)
建物被害	建物棟数	38,800棟	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の建物のうち約8,100棟が全・半壊、焼失する。 ・木造密集市街地などを中心に延焼火災が同時発生する。
	全壊棟数	1,900棟	
	半壊棟数	5,900棟	
	焼失棟数	290棟	
人的被害	死者	100人	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後、市中心部周辺は徒歩帰宅者があふれる可能性がある。 ・避難者は被災1週間後が最大となる。
	負傷者	890人	
	重傷者	500人	
	避難者数	4,200人	
ライフライン被害	上水道	断水率 78%	・各地で断水が起こる。
	下水道	機能支障率 6%	・機能支障が発生した場合、水洗トイレが使用不可となる。
	電力	停電率 2%	・僅かではあるが、停電が発生する。
	固定電話	不通回線率 4%	・回線の混雑が1週間から10日程度続く可能性がある。
	ガス	供給停止率 100%	・供給停止戸数は被災1日後には減少すると想定される。
道路被害		60箇所	・津波が川を遡上することに伴い氾濫する。

■本市における想定津波の最大津波

想定地震	到達場所	到達時間（分）	最高津波 水位（m）	最大津波 到達時間（分）
熊本県南部	出水市米ノ津町	4	2.2	27

出典：鹿児島県（鹿児島県津波浸水想定）

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水や河川の氾濫による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料共有関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	4-1	電力供給停止や通信インフラの障害等により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-2	電力ネットワークの長期間にわたる機能の停止
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、地域経済活動への甚大な影響
		5-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	道路啓開等を担う人材等の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復旧・復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第2節 脆弱性評価結果

28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

また、滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の場所を特定する変動予測調査を実施し、その結果を公表する必要がある。

②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

③（多数の人が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

④（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

⑤（防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

②（消火・救助活動能力の強化）

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

また、出水総合医療センターでの円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

③（消防団や自主防災組織等の充実強化）

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

④（都市公園事業の推進）

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救助活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域のかつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。

③（津波避難計画等の住民周知及び適切な見直し）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波ハザードマップなど津波避難対策を住民等に対し周知するとともに、津波避難計画等の必要性の検討を行う必要がある。

④（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格

幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

併せて、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

⑤（無電柱化等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

⑥（防災・防疫拠点の整備）

県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を促進する必要がある。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水や河川の氾濫による多数の死傷者の発生

①（河川改修等の治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進を図る必要がある。

②（防災情報の提供）

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市公式 LINE 等、複数の手段により住民への情報提供に努めていく必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、米之津川浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

③（内水対策に係る人材育成）

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

④（ダム・ため池等の補強対策等の促進）

ダム、ため池等の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダム、ため池等の機能の保持のため、より効果的・効率的なダム、ため池等の維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて

ハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

⑤（防災インフラの維持管理・更新）

防災インフラの破損・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがあるため、防災インフラの機能の保持することを目的とした、中長期的維持管理方針を定め、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。

⑥（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、大規模盛土造成地の変動予測調査を実施、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を元に、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等を作成し、周知を図る必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

②（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

③（警戒避難体制の整備及び土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市公式LINE等、複数の手段により住民への情報提供に努めていく必要がある。

④（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を促進する必要がある。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から30km以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化等）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備） [再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

併せて、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うた

め、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

本市の出水総合医療センターは災害拠点病院であるが、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図っているが、必要に応じ協定内容の見直しを促すなど、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

⑥（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として、災害拠点病院である出水総合医療センター独自の備蓄も行う必要がある。

⑦（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑧（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を促進する必要がある。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（防災情報の提供）〔再掲 1-4-②〕

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市公式 LINE 等、複数の手段により住民への情報提供に努

めていく必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、米之津川浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消火・救助活動能力の強化）〔再掲 1-2-②〕

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。加えて、消防団の体制・装備・施設・訓練の充実強化、自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。

また、出水総合医療センターでの円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

③（DMAT の受入体制整備）

出水総合医療センターにおいて、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を促進する必要がある。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

②（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-1-④]

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

③（防災情報の提供）[再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市公式 LINE 等、複数の手段により住民への情報提供に努めていく必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、米之津川浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

災害拠点病院である出水総合医療センターにおいては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

②（DMAT の受入体制整備）[再掲 2-3-③]

出水総合医療センターにおいて、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

③（EMIS の活用）

出水総合医療センターにおいて、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。

④（災害対応マニュアルなどの見直し）

出水総合医療センターにおいて、災害時の医療体制を確保するため、自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

⑤（ドクターヘリの活用）

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

⑥（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備）
[再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

併せて、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

⑦（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を促進する必要がある。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする必要がある。

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

②（下水道施設の耐震化等、下水道 BCP の作成）

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動

を継続的に行う必要がある。

④（災害時保健活動及び DHEAT 受入体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する必要がある。

⑤（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電や蓄電システムの導入を検討する必要がある。

⑥（避難所運営マニュアル等の見直し）

災害発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、避難所運営マニュアル等を随時見直しする必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）[再掲 1-1-②]

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

②（電力供給遮断時の電力確保）[再掲 2-6-⑤]

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電や蓄電システムの導入を検討する必要がある。

③（BCP の見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

④（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

市役所WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する必要がある。

4 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料共有関連施設、交通ネットワーク等の被

害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

4-1 電力供給停止や通信インフラの障害等により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）[再掲 2-3-②]

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

②（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）[再掲 3-1-④]

市役所WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する必要がある。

③（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

④（市の人員確保・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

⑤（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

⑥（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、市内に滞在している観光客に対して分かりやすく正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

⑦（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を促進する必要がある。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から30km以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用

できる施設とする必要がある。

4-2 電力ネットワークの長期間にわたる機能の停止

①（電力供給遮断時の電力確保）[再掲 2-6-⑤]

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保や太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。

③（無電柱化等）[再掲 1-3-⑤]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化等）[再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する必要がある。

②（下水道施設の耐震化等、下水道 BCP の実効性向上）[再掲 2-6-②]

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

4-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備） [再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

併せて、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

②（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

③（道路・用排水路及び住宅地等の排水対策）

集中豪雨の発生による路面冠水や住宅地等の甚大な浸水により、交通が遮断され避難、支援、輸送等に障害を及ぼすことが想定されるため、道路・用排水路及び住宅地等の排水対策を促進する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

①（物資輸送ルート確保の確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

③（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市の企業の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出

①（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるた

め、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

③（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備）
[再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

併せて、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

③（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を促進する必要がある。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、地域経済活動への甚大な影響

①（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-1-④]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

②（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等の発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③（漁港の機能保全）

本市管理漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

④（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を促進する必要がある。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする必要がある。

⑤（農業水利施設等の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策に着手する必要がある。

5-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

②（適切な森林整備）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や

集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③（治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①（応急給水体制の整備）〔再掲 2-1-⑦〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

②（水道施設の耐震化等）〔再掲 2-1-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する必要がある。

③（農業水利施設等の保全対策の推進）〔再掲 5-4-④〕

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策に着手する必要がある。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

②（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

6-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（道路啓開等を担う人材等の確保・育成）

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

6-3 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復旧・復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

①（復興ビジョンの検討）

被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、有識者等と連携した復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前準備を整える必要がある。

②（地籍調査の推進）

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①（コミュニティ力強化の支援）

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては自治会等の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じた地域づくりや、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

②（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（応急仮設住宅建設候補地リストの更新）

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

②（災害時における応急仮設住宅の供給）

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

③（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供）

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

6-6 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①（企業の業務継続体制の強化）

商工会・商工会議所と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。

第5章 本計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

- ①（住宅・建築物の耐震化）
 - ・ 住宅・建築物の耐震化を促進する。また、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、空き家再生等推進事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
 - ・ 大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の場所を特定する変動予測調査を実施し、その結果を公表する。
- ②（公共施設等の耐震化）
 - ・ 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。
- ③（多数の人が利用する建築物の耐震化）
 - ・ 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。
- ④（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）
 - ・ 港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。
 - ・ 肥薩おれんじ鉄道に対し、災害対策のために必要な支援を行う。
- ⑤（防災訓練や防災教育の推進）
 - ・ 学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ①（防火対策の推進）
 - ・ 住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。
- ②（消火・救助活動能力の強化）
 - ・ 市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同

時多発に対応できる消防力（施設・消防水利）の強化を図る。

- ・ 出水総合医療センターでの消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する。

③（消防団や自主防災組織等の充実強化）

- ・ 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

④（都市公園事業の推進）

- ・ 市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保を図る。
- ・ 災害時における緊急避難の場や救援物資の集積場所として、屋根付き広場を整備している出水市総合運動公園を活用する。

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

- ・ 広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。
- ・ 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。
- ・ 災害時における緊急避難の場や救援物資の集積場所として、屋根付き広場を整備している出水市総合運動公園を活用する。

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

- ・ 海岸堤防等の倒壊による浸水被害等の発生を抑えるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行うなど、老朽化対策を推進する。

③（津波避難計画等の住民周知及び適切な見直し）

- ・ 建築物の損壊・浸水による住民等への危険を防ぐため、津波ハザードマップなど津波避難対策を住民等に対し周知するとともに、津波避難計画等の必要性の検討を行う。

④（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備）

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道、北薩横断道路及び島原・天草・長島架橋（三県架橋）の整備促進活動を強化・推進する。また、出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備を推進するとともに、市内幹線道路の代替ルートとして広域農道の機能保全や広域農道から道の駅にアクセスできる市道との一体的な整備を行い、有機的なネットワークの形成を図る。

⑤（無電柱化等）

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

⑥（防災・防疫拠点の整備）

- ・ 県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水や河川の氾濫による多数の死傷者の発生

①（河川改修等の治水対策の推進）

- ・ 大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進を図る。

②（防災情報の提供）

- ・ 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や市公式 LINE 等、複数の手段により住民への広報を図るとともに、米之津川浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。

③（内水対策に係る人材育成）

- ・ 広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策をより迅速に対応できる人材育成を推進する。

④（ダム・ため池等の補強対策等の促進）

- ・ ダム、ため池等の機能保持のため、効果的・効率的なダム、ため池等の維持管理及び設備の更新を行う。
- ・ 堤体の決壊等による下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、ハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

⑤（防災インフラの維持管理・更新）

- ・ 防災インフラの破損・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがあるため、防災インフラの機能の保持することを目的とした、中長期的維

持管理方針を定め、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う。

⑥（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

- ・ 液状化現象が発生するおそれがある土地区域における警戒避難体制の整備等を図るため、大規模盛土造成地の変動予測調査を実施し、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等を作成し、周知を図る。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

- ・ これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっているため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

②（治山事業の促進）

- ・ 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

③（警戒避難体制の整備及び土砂災害警戒区域等の周知）

- ・ 県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市公式LINE等、複数の手段により広報に努めていく必要がある。

④（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

- ・ 県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から30km以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化等）

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する。

② (物資輸送ルートの確保)

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

③ (高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備)
[再掲 1-3-④]

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道、北薩横断道路及び島原・天草・長島架橋(三県架橋)の整備促進活動を強化・推進する。また、出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備を推進するとともに、市内幹線道路の代替ルートとして広域農道の機能保全や広域農道から道の駅にアクセスできる市道との一体的な整備を行い、有機的なネットワークの形成を図る。

④ (備蓄物資の供給体制等の強化)

- ・ 市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

⑤ (医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備)

- ・ 災害拠点病院である出水総合医療センターの医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定を締結し、また、必要に応じ協定内容の見直しを促すなど、円滑な供給体制の構築を推進する。

⑥ (医療用資機材・医薬品等の備蓄)

- ・ 大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、災害拠点病院である出水総合医療センター独自の備蓄を支援する。

⑦ (応急給水体制の整備)

- ・ 水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

⑧ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- ・ 県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域 (UPZ) 圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所として

も利用できる施設とする。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

② (防災情報の提供) [再掲 1-4-②]

- ・ 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や市公式LINE等、複数の手段により住民への広報を図るとともに、米之津川浸水想定区域図(洪水ハザードマップ)等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① (消火・救助活動能力の強化)

- ・ 市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力(施設・消防水利)の強化を図る。
- ・ 出水総合医療センターでの消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する。

② (情報通信機能の耐災害性の強化)

- ・ 情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

③ (DMATの受入体制整備)

- ・ 出水総合医療センターにおいて、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備する。

④ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- ・ 県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から30km以上離れた緊急時防護措置準備区域(UPZ)圏外

に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

- ・ 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

②（備蓄物資の供給体制等の強化）[再掲 2-1-④]

- ・ 市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

③（防災情報の提供）[再掲 1-4-②]

- ・ 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や市公式LINE等、複数の手段により住民への広報を図るとともに、米之津川浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

- ・ 災害拠点病院である出水総合医療センターにおいて、医療従事者を確保するため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備を推進する。

②（DMATの受入体制整備）[再掲 2-3-③]

- ・ 出水総合医療センターにおいて、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

③（EMISの活用）

- ・ 出水総合医療センターにおいて、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める。

④（災害対応マニュアルなどの見直し）

- ・ 出水総合医療センターにおいて、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。

⑤（ドクターヘリの活用）

- ・ 救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する。

⑥（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備）

[再掲 1-3-④]

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道、北薩横断道路及び島原・天草・長島架橋（三県架橋）の整備促進活動を強化・推進する。また、出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備を推進するとともに、市内幹線道路の代替ルートとして広域農道の機能保全や広域農道から道の駅にアクセスできる市道との一体的な整備を行い、有機的なネットワークの形成を図る。

⑦（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

- ・ 県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする。

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①（感染症の発生・まん延防止）

- ・ 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

②（下水道施設の耐震化等、下水道 BCP の作成）

- ・ 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

- ・ 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

- ④（災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備）
 - ・ 発災直後から、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。
- ⑤（電力供給遮断時の電力確保）
 - ・ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。
 - ・ 防災拠点となる公共施設で太陽光発電や蓄電システムの導入も検討する。
- ⑥（避難所運営マニュアル等の見直し）
 - ・ 災害発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、避難所運営マニュアル等を随時見直す。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ①（公共施設等の耐震化）[再掲 1-1-②]
 - ・ 公共施設等の被災による避難や救助活動等に障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。
- ②（電力供給遮断時の電力確保）[再掲 2-6-②]
 - ・ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。
 - ・ 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システムの導入も検討する。
- ③（BCP の見直し等）
 - ・ 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実効性の向上を図る。
- ④（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）
 - ・ 市役所WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する。

4 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料共有関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

4-1 電力供給停止や通信インフラの障害等により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ①（情報通信機能の耐災害性の強化等）[再掲 2-3-②]
 - ・ 情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情

報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

②（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）〔再掲 3-1-④〕

- ・ 市役所WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する。

③（情報伝達手段の多様化等）

- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

④（市の人員確保・体制整備）

- ・ 情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備を行う。

⑤（災害発生時の情報発信）

- ・ 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーション等の訓練を繰返し行う。

⑥（住民への災害情報提供）

- ・ 住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。
- ・ 市内に滞在している観光客に対して分かりやすく正確な情報提供を迅速に行う。

⑦（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

- ・ 県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から30km以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする。

4-2 電力ネットワークの長期間にわたる機能の停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 2-6-②〕

- ・ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。
- ・ 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システムの導入も検討する。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

- ・ 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

③（無電柱化等）[再掲 1-3-⑤]

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化等）[再掲 2-1-①]

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する。

②（下水道施設の耐震化等、下水道 BCP の実効性向上）[再掲 2-6-②]

- ・ 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

4-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-①]

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

②（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備）
[再掲 1-3-④]

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道、北薩横断道路及び島原・天草・長島架橋（三県架橋）の整備促進活動を強化・推進する。また、出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備を推進するとともに、市内幹線道路の代替ルートとして広域農道の機能保全や広域農道から道の駅にアクセスできる市道との一体的な整備を行い、有機的なネットワークの形成を図る。

③（道路・用排水路及び住宅地等の排水対策）

- ・ 集中豪雨の発生による路面冠水や住宅地等の甚大な浸水により、交通が遮断され避難、支援、輸送等に障害を及ぼすことが想定されるため、道路・用排水路及び住宅地等の排水対策を促進する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 企業活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

② (無電柱化等) [再掲 1-3-⑤]

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

③ (企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等)

- ・ 本市の企業へ事業継続計画 (BCP) の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント (BCM) の構築について取組への支援情報の周知・広報を促す。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出

① (危険物施設の安全対策等の強化)

- ・ 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、防災対策の強化を進める。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

③ (有害物質の流出対策等の推進)

- ・ 有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

②（高規格幹線道路、地域高規格道路及び出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備）〔再掲 1-3-④〕

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道、北薩横断道路及び島原・天草・長島架橋（三県架橋）の整備促進活動を強化・推進する。また、出水市道路総合整備計画に基づく幹線道路の整備を推進するとともに、市内幹線道路の代替ルートとして広域農道の機能保全や広域農道から道の駅にアクセスできる市道との一体的な整備を行い、有機的なネットワークの形成を図る。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

- ・ 県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする。

5-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、地域経済活動への甚大な影響

①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲 2-1-④〕

- ・ 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

②（緊急物資の輸送体制の構築）

- ・ 緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

③（漁港の機能保全）

- ・ 本市管理漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める。

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

- ・ 県境という地理的特性と南九州西回り自動車道から直接アクセスできる機能性を活かした広域的な防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜伝染病発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、避難退域時検査及び簡易除染作業の場所としても利用できる施設とする。

⑤（農業水利施設等の保全対策の推進）

- ・ 造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策を着実に進める。

5-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①（農地浸食防止対策の推進）

- ・ 豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

②（適切な森林整備）

- ・ 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

③（治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕

- ・ 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

- ・ 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①（応急給水体制の整備）〔再掲 2-1-⑦〕

- ・ 水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水

や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

②（水道施設の耐震化等）〔再掲 2-1-①〕

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する。

③（農業水利施設等の保全対策の推進）〔再掲 4-4-④〕

- ・ 造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策を着実に進める。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

- ・ 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

②（ストックヤードの確保）

- ・ 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生の対応のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

- ・ 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

6-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（道路啓開等の復旧・復興人材等の確保・育成）

- ・ 道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

6-3 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

①（復興ビジョンの検討）

- ・ 被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、有識者等と連携した復興に

関する体制や手順、課題の把握等の事前準備を整える。

②（地籍調査の推進）

- ・ 円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査のさらなる推進を図る。

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①（コミュニティ力強化の支援）

- ・ 災害時の市民の対応力を向上するため、自治会や地区コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、コミュニティ力を強化するための支援等の取組の充実を図る。

②（文化財の保護管理）

- ・ 文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①（応急仮設住宅建設候補地リストの更新）

- ・ 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

②（災害時における応急仮設住宅の供給）

- ・ 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

③（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供）

- ・ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

6-6 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①（企業の業務継続体制の強化）

- ・ 商工会・商工会議所と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者

の業務継続体制の強化を図る。

※ 各リスクシナリオに対する推進方針に基づく、具体的な事業の詳細については別表に記載。

第2節 指標

推進方針で示した本市の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No	指標名	現状	目標	リスクシナリオ
1	住宅の耐震化率	82.0%	95.0%	1-1
2	下水道施設耐震化の進捗率	23.8%	30.1%	2-6 4-3
3	水道基幹管路耐震化の進捗率	37.4% (R4)	42.0%	2-1 4-3 5-6
4	橋梁修繕の進捗率	88.7%	98.6%	2-1 2-2 5-1 5-3
5	出水市道路総合整備計画に基づく 幹線道路整備率	32.2%	36.2%	1-3 2-5 4-4 5-3
6	市管理の漁港補修工事実施率	81.6%	100%	5-4
7	緊急避難の場の収容可能人数	5,100人	5,800人 (R10)	1-3 1-5 2-1 2-3 2-5 4-1 5-3 5-4

※ 原則、現状値は令和5年度(2023年度)、目標値は令和9年度(2027年度)、
それ以外の場合は () にて表記

第6章 本計画の推進

第1節 市の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

出水市国土強靱化計画改定履歴

令和元年	6月	策定
令和2年	3月	改定
令和2年1	2月	改定
令和4年	3月	改定
令和5年	3月	改定
令和5年	8月	改定
令和5年1	2月	改定
令和6年	4月	改定